

家庭福祉員制度について

1 板橋区家庭福祉員制度の概要

区から「家庭福祉員」として認定を受けた区民が、児童（産休明けから2歳児）の保育を行う委託事業である。

委託事業の形態は、①家庭福祉員が自宅の一部等で保育 ②複数の家庭福祉員が区設置施設で保育する「ベビールーム」となっている。

(1) 家庭福祉員の資格

区内に居住する25歳から65歳までの者（66歳まで延長有）で、児童保育の経験を有しており、区が実施する研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者

(2) 定員

①自宅等の家庭福祉員：原則児童3人以内。

②ベビールーム：6人から10人以内。

(3) 開所日・開所時間

午前8時30分から午後6時まで（日曜・祝日・年末年始を除く）

※自宅等の家庭福祉員は、保育可能な場合のみ土曜日に開所する。

(4) 保育補助者

区内に居住する25歳から65歳までの者で、児童保育の経験を有しており、区が実施する研修を修了した者。自宅等の家庭福祉員が保育補助者とともに保育する場合は、定員5人まで保育できる。令和3年度まで在籍児4人以上で保育補助者を必置としていたが、常時複数者の目が届く下での安全な保育を実現するために、令和4年度から保育補助者の配置要件を緩和し、在籍児1人以上で配置できることとした。

(5) 保育サポーター

2人以上の児童を保育する自宅等の家庭福祉員は、散歩等の保育を補助する保育サポーターを雇用できる。保育サポーターは、板橋区家庭福祉員制度運営要綱に規定する要件を満たすものに限る。

(6) 家庭福祉員・ベビールームの数

自宅等の家庭福祉員は27人。ベビールームは下表4施設。

【表：ベビールーム一覧】

名称	所在地	保育者	定員	備考
下赤塚ベビールーム	赤塚新町 2-21-1-2F	3人	9人	赤塚新町保育園併設
向原ベビールーム	向原 1-18-5 2階	2人	6人	向原保育園併設
前野町ベビールーム	前野町 3-1-1-130	2人	6人	民間マンション内
北野ベビールーム	徳丸 3-22-39 S棟 202	2人	6人	民間マンション内

2 板橋区家庭福祉員の位置付け

平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」においては、地域型保育事業の一類型として、家庭福祉員は「家庭的保育事業」に、ベビールームは「小規模保育事業C型」に位置付けられている。

3 課題とあり方検討について

区では、家庭福祉員や小規模保育園等を含めた保育施設の量的整備が一定の成果を挙げ、待機児童数が減少している（令和 3 年 4 月 1 日時点で 36 人）。一方、「板橋区人口ビジョン」（平成 31 年 1 月）における人口予測と比較すると人口減少が早期に到来している可能性があり、少子化の動向を踏まえながら保育需要の変化に適切に対応していく必要がある。加えて、区立・民間を問わず、保育施設は保護者の多様なニーズに応え、更なる質の向上を旨ざしていかなければならない。

そのような中、いたばし No.1 実現プラン 2025「経営革新計画」の『児童福祉施設の最適化』において、家庭福祉員・ベビールームのあり方について検討を進めている。検討にあたっては、『児童福祉施設の最適化』の他検討項目である保育園民営化等、児童館のあり方検討と整合性を図りながら、令和 4 年度中に結論をまとめる予定である。